

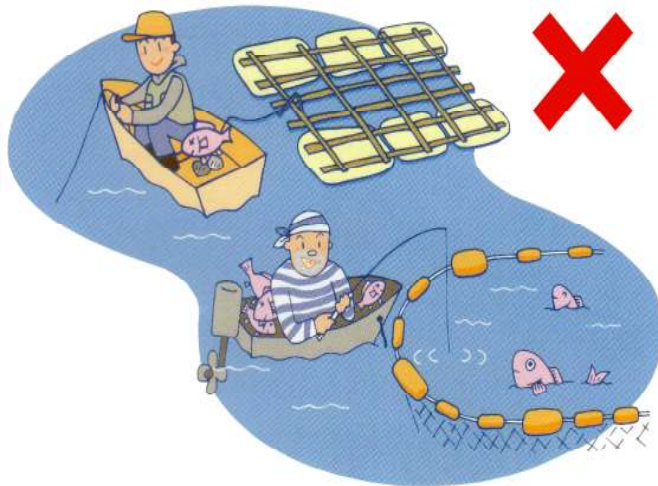
こんな釣りはやめましょう

● 水産資源の保護、漁場環境の保全のため遊漁者による曳き縄釣り(トローリング)や一部区域でのまき餌釣り(※)が禁止されています。

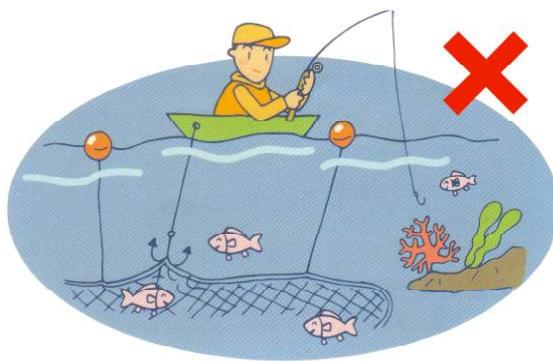
(※) 詳しくは「まき餌釣りに係る規則改正について」を参照ください。



1. 定置網や刺網等の周辺での釣りは、漁業の操業の妨害や思わぬ事故をまねくこともあるのでやめましょう。



2. 養殖イカダやブイ等につないで釣りをすると、施設の破損や漁業者の迷惑になります。

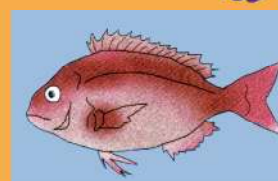


3. アンカーを打って釣りをするときには、付近に漁網などを示すブイやウキがないか確認しましょう。風向きが変わり船が移動して網に絡むことがあります。また、サンゴの生息地などでは、貴重な海洋生物を傷つけないようにしましょう。

水産資源を大切に



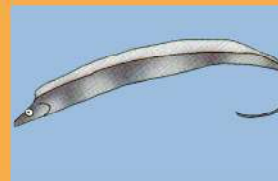
漁業者は稚魚の放流、漁場の清掃、魚礁の設置、密漁監視等を行い、水産資源の保護に努めています。また、自分たちで決めて、こんな小さな魚は海へ返しています。



マダイ 全長13cm以下



ヒラメ 全長25cm以下

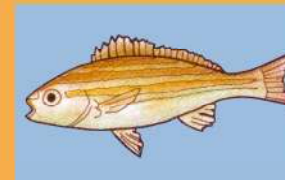


タチウオ 全長45cm以下



ハモ 全長45cm以下

とりすぎない。
小さな魚類は海へ返してやりましょ



イサキ 全長20cm以下

ずっと釣りを楽しめるように遊漁者も積極的に協力しましょう。

漁業権区域について

和歌山県の海面には、漁業者の生産力確保や資源を保護するため、地元の漁業協同組合に共同漁業権を免許しています。

この漁業権区域において、漁業権の内容となっている水産動植物の採捕や漁業の妨害をしてはいけません。